

令和 4 年 8 月 24 日

一般社団法人岡山県建設業協会

会長 荒木 雷太 殿

一般財団法人建設業情報管理センター

西日本支部長 大久保 達彦

拝啓 貴会益々ご発展のこととお慶び申し上げます。

当財団は公共工事の経営事項審査における経営状況分析業務を行っております。

平素は当財団事業につきまして格別のご高配を賜り、また会員企業の皆様から経営状況分析の申請をいただき厚く御礼申し上げます。

先日、経営事項審査において「担い手の育成・確保」、「災害対応の強化」及び「環境への配慮」に関する取組を行う建設業者を適正に評価するために、建設業法施行規則が一部改正されました。

今回の改正は、令和 5 年 1 月 1 日（一部令和 4 年 8 月 15 日）施行になります。

なお、詳細は以下の国土交通省ホームページで公表されています。

国土交通省(ホーム)>政策情報・分野別一覧「土地・不動産・建設業」>
建設業関係「経営事項審査」>経営事項審査の主な改正事項(令和 4 年 8 月 15 日公布)

※当財団ホームページトップ画面「トピックス」からもリンクしております。

すでにお聞き及びかと存じますが、会員の皆様方にとって影響のある改正内容と存じますので、資料を同封しここにお知らせいたします。

また、ご高尚のとおり建設業許可および経営事項審査の電子申請化についても、現在検討が進められております。新たな情報の公表がありましたらあらためてお知らせしたいと存じます。

今後ともご協力、ご厚情のほど宜しくお願い申し上げます。

敬具

